

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年9月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」について、今般、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-工業製品製造業分野の基準について-」に名称を変更し、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	タイトル	特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-	特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-工業製品製造業分野の基準について-
2	P.1-2	規程の目的等	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、素形材・産業	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、工業製品製造業分

機械・電気電子情報関連製造業分野（以下「製造業分野」という。）についても「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和4年4月26日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和4年5月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・経済産業省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。

- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（令和4年経済産業省告示第127号。以下「告示」という。）において、製造業分野固有の基準が定められています。

野（以下「製造業分野」という。）についても「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和4年4月26日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和4年5月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・経済産業省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。

- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（令和4年経済産業省告示第127号。以下「告示」という。）において、製造業分野固有の基準が定められています。

3	P.3-6	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p>	<p>告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、<b>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する</b>特定技能雇用契約に基づいて外国人が<b>同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2号</b>に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む。）</li> <li>二 小分類 225—鉄素型材製造業</li> <li>三 小分類 235—非鉄金属素型材製造業</li> <li>四 細分類 2422—機械刃物製造業</li> <li>五 細分類 2424—作業工具製造業</li> <li>六 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）</li> <li>七 小分類 245—金属素型材製品製造業</li> <li>八 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）</li> <li>九 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）</li> <li>十 細分類 2465—金属熱処理業</li> <li>十一 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</li> <li>十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ね</li> </ul>	<p>告示第2条</p> <p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が<b>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）</b>別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所<b>にあつては、当該事業所が</b>令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（<b>以下単に「日本標準産業分類」という。</b>）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 中分類 11—繊維工業</li> <li>二 小分類 141—パルプ製造業</li> <li>三 細分類 1421—洋紙製造業</li> <li>四 細分類 1422—板紙製造業</li> <li>五 細分類 1423—機械すき和紙製造業</li> <li>六 細分類 1431—塗工紙製造業（印刷用紙を除く）</li> <li>七 細分類 1432—段ボール製造業</li> <li>八 小分類 144—紙製品製造業</li> <li>九 小分類 145—紙製容器製造業</li> <li>十 小分類 149—その他のパルプ・紙・紙加工品製造業</li> <li>十一 中分類 15—印刷・同関連業</li> <li>十二 中分類 18—プラスチック製品製造業</li> <li>十三 細分類 2123—コンクリート製品製造業</li> <li>十四 細分類 2142—食卓用・ちゅう房用陶磁器製造</li> </ul>
---	-------	--	---	---

			<p>じ・木ねじ等製造業</p> <p>十三 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>十四 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>十五 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</p> <p>十六 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>十七 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>十八 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>十九 細分類 3295—工業用模型製造業</p>	<p>業</p> <p>十五 細分類 2143—陶磁器製置物製造業</p> <p>十六 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）</p> <p>十七 細分類 2211—高炉による製鉄業</p> <p>十八 細分類 2212—高炉によらない製鉄業</p> <p>十九 細分類 2221—製鋼・製鋼圧延業</p> <p>二十 細分類 2231—熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）</p> <p>二十一 細分類 2232—冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）</p> <p>二十二 細分類 2234—鋼管製造業</p> <p>二十三 小分類 225—鉄素形材製造業</p> <p>二十四 細分類 2291—鉄鋼シャースリット業</p> <p>二十五 細分類 2299—他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）</p> <p>二十六 小分類 235—非鉄金属素形材製造業</p> <p>二十七 細分類 2422—機械刃物製造業</p> <p>二十八 細分類 2424—作業工具製造業</p> <p>二十九 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>三十 細分類 2441—鉄骨製造業</p> <p>三十一 細分類 2443—金属製サッシ・ドア製造業</p> <p>三十二 細分類 2446—製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）</p> <p>三十三 小分類 245—金属素形材製品製造業</p> <p>三十四 細分類 2461—金属製品塗装業</p> <p>三十五 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>三十六 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材</p>
--	--	--	---	--

				<p>製造業を除く)</p> <p>三十七 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>三十八 細分類 2469—その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)</p> <p>三十九 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>四十 細分類 2499—他に分類されない金属製品製造業(ただし、ドラム缶更生業に限る。)</p> <p>四十一 中分類 25—はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>四十二 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>四十三 中分類 27—業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。)</p> <p>四十四 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>四十五 中分類 29—電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>四十六 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>四十七 細分類 3295—工業用模型製造業</p> <p>四十八 細分類 3299—他に分類されないその他の製造業(ただし、RPF製造業に限る。)</p> <p>四十九 小分類 484—こん包業</p> <p>2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第</p>
--	--	--	--	---

				<p>1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む）</li><li>二 小分類 225—鉄素形材製造業</li><li>三 小分類 235—非鉄金属素形材製造業</li><li>四 細分類 2422—機械刃物製造業</li><li>五 細分類 2424—作業工具製造業</li><li>六 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</li><li>七 小分類 245—金属素形材製品製造業</li><li>八 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</li><li>九 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</li><li>十 細分類 2465—金属熱処理業</li><li>十一 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</li><li>十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</li><li>十三 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</li><li>十四 中分類 26—生産用機械器具製造業</li><li>十五 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、</li></ul>
--	--	--	--	--

				<p>小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</p> <p>十六 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>十七 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>十八 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>十九 細分類 3295—工業用模型製造業</p>
4	P.7-8	<p>【主たる業務】</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 細分類 2 1 9 4 鋳型製造業（中子を含む。）</p> <p>② 小分類 2 2 5 鉄素形材製造業</p> <p>③ 小分類 2 3 5 非鉄金属素形材製造業</p> <p>④ 細分類 2 4 2 2 機械刃物製造業</p> <p>⑤ 細分類 2 4 2 4 作業工具製造業</p> <p>⑥ 細分類 2 4 3 1 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）</p> <p>⑦ 小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業</p> <p>⑧ 細分類 2 4 6 2 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）</p> <p>⑨ 細分類 2 4 6 4 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）</p> <p>⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</p> <p>⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</p> <p>⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ね</p>	<p>○ 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>[1号特定技能外国人のみが活動を行う事業所の産業]</p> <p>① 中分類 1 1 繊維工業</p> <p>② 小分類 1 4 1 パルプ製造業</p> <p>③ 細分類 1 4 2 1 洋紙製造業</p> <p>④ 細分類 1 4 2 2 板紙製造業</p> <p>⑤ 細分類 1 4 2 3 機械すき和紙製造業</p> <p>⑥ 細分類 1 4 3 1 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）</p> <p>⑦ 細分類 1 4 3 2 段ボール製造業</p> <p>⑧ 小分類 1 4 4 紙製品製造業</p> <p>⑨ 小分類 1 4 5 紙製容器製造業</p> <p>⑩ 小分類 1 4 9 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業</p> <p>⑪ 中分類 1 5 印刷・同関連業</p> <p>⑫ 中分類 1 8 プラスチック製品製造業</p>

じ・木ねじ等製造業

- ⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）
- ⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業
- ⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）
- ⑯ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ⑰ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）
- ⑱ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業
- ⑲ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業

- ⑬ 細分類 2 1 2 3 コンクリート製品製造業
  - ⑭ 細分類 2 1 4 2 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
  - ⑮ 細分類 2 1 4 3 陶磁器製置物製造業
  - ⑯ 細分類 2 2 1 1 高炉による製鉄業
  - ⑰ 細分類 2 2 1 2 高炉によらない製鉄業
  - ⑱ 細分類 2 2 2 1 製鋼・製鋼圧延業
  - ⑲ 細分類 2 2 3 1 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  - ⑳ 細分類 2 2 3 2 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
  - ㉑ 細分類 2 2 3 4 鋼管製造業
  - ㉒ 細分類 2 2 9 1 鉄鋼シャースリット業
  - ㉓ 細分類 2 2 9 9 他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
  - ㉔ 細分類 2 4 4 1 鉄骨製造業
  - ㉕ 細分類 2 4 4 3 金属製サッシ・ドア製造業
  - ㉖ 細分類 2 4 4 6 製缶板金業（ただし、高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
  - ㉗ 細分類 2 4 6 1 金属製品塗装業
  - ㉘ 細分類 2 4 9 9 他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
  - ㉙ 細分類 3 2 9 9 他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業に限る。）
  - ⑳ 小分類 4 8 4 こん包業
- [1号特定技能外国人及び2号特定技能外国人が活動を行う事業所の産業]
- ① 細分類 2 1 9 4 鋳型製造業（中子を含む）

				<ul style="list-style-type: none"> <li>② 小分類 2 2 5 鉄素形材製造業</li> <li>③ 小分類 2 3 5 非鉄金属素形材製造業</li> <li>④ 細分類 2 4 2 2 機械刃物製造業</li> <li>⑤ 細分類 2 4 2 4 作業工具製造業</li> <li>⑥ 細分類 2 4 3 1 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</li> <li>⑦ 小分類 2 4 5 金属素形材製品製造業</li> <li>⑧ 細分類 2 4 6 2 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</li> <li>⑨ 細分類 2 4 6 4 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</li> <li>⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</li> <li>⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</li> <li>⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</li> <li>⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）</li> <li>⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業</li> <li>⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）</li> <li>⑯ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>⑰ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）</li> <li>⑱ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</li> <li>⑲ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</li> </ul>
--	--	--	--	---

5	P.9	○1つ目	<p>○ 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で①～⑱に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。</p>	<p>○ 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で、告示第2条に掲げる産業について製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。</p>
6	P.10	【相談窓口】	<p>○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については経済産業省にお問合せください。問い合わせ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。</p>	<p>○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については経済産業省にお問い合わせください。問合せ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。</p>
7	P.12-13	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p>	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(2) 「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」又は「技能検定1級」(運用方針3(2)アの試験区分：運用方針別表2 a. 試験区分</p> <p>(3(2)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）</p> <p>(技能水準)</p> <p>「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」の合格並びに日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を要件とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(1) 「製造分野特定技能1号評価試験」(運用方針3(1)アの試験区分：運用方針別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法（特定技能1号）</p> <p>(技能水準)</p> <p>「製造分野特定技能1号評価試験」の合格を要件とする。当該試験は、製造業分野における業務について、指導者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。</p>

			<p>また、「技能検定 1 級」の合格及び同実務経験を満たす者は、上級の技能労働者が通常有すべき熟練した技能を有するものと認める。</p>	<p>(評価方法) (略)</p> <p>(2) 「製造分野特定技能 2 号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定 3 級」又は「技能検定 1 級」(運用方針 3 (2) アの試験区分: 運用方針別表 2 a. 試験区分 (3 (2) ア関係) のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法 (特定技能 2 号) (技能水準)</p> <p>「製造分野特定技能 2 号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定 3 級」の合格並びに日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における 3 年以上の実務経験を要件とする。</p> <p>(中略)</p> <p>また、「技能検定 1 級」の合格及び同実務経験を満たす者は、上級技能者が通常有すべき熟練した技能を有するものと認める。</p> <p>(評価方法) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
8	P.14	○2つ目	<p>○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業に掲げるものを行っているとは、事業所において、直近 1 年間で大分類 E-製造業に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。</p>	<p>○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業に掲げるものを行っているとは、事業所において、直近 1 年間で大分類 E-製造業に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。</p>

9	P.15	<b>【確認対象の書類】</b> <特定技能2号の場合> ○2つ目	・ <b>素形材・産業機械・電気電子情報関連</b> 製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第3-2号）	・ <b>工業製品</b> 製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第3-2号）
10	P.15	<b>【留意事項】</b> <特定技能2号> ○2つ目	○ 技能検定1級合格者の実務経験は、「 <b>素形材・産業機械・電気電子情報関連</b> 製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第3-2号）」にて確認します。	○ 技能検定1級合格者の実務経験は、「 <b>工業製品</b> 製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第3-2号）」にて確認します。
11	P.16	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 <b>【関係規定】</b>	告示第3条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員であること。 二 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。 三 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。 四 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。	告示第2条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一 中分類 11—繊維工業 二～十（略） 十一 中分類 15—印刷・同関連業 十二～四十八（略） 四十九 小分類 484—こん包業 2（略） 第3条

				<p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>二 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第1項第1号、第11号又は第49号に掲げるものを行っている場合にあつては、協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。</p> <p>三 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p> <p>四 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。</p> <p>五 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。</p>
12	P.17		<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置</p>	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置</p>

			<p>(1) 特定技能所属機関に対して講じる措置等</p> <p>ウ 特定技能外国人の訓練・各種研修  特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。</p>	<p>(1) 特定技能所属機関に対して講じる措置等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置  イに掲げる事業所のうち、次のいずれかに掲げる産業を行っているものは、協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとする。</p> <p>エ 特定技能外国人の訓練・各種研修  特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。</p>
13	P.17	○2つ目	<p>○ 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、経済産業省が組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。</p>	<p>○ 製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員にならなければなりません。</p>
14	P.17	○4つ目	<p>(新設)</p>	<p>○ 特定技能外国人が所属する事業所が繊維工業、印刷・同関連業又はこん包業を行っている場合は、特定技能所属機関は、以下の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることが必要です。</p> <p>①繊維工業</p> <p>一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること</p> <p>二 勤怠管理を電子化していること</p> <p>三 パートナーシップ構築宣言を実施していること</p> <p>四 特定技能外国人の給与を月給制とすること</p>

				<p>②印刷・同関連業 全日本印刷工業組合連合会、全国グラフィア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること</p> <p>③こん包業 日本梱包工業組合連合会に所属していること</p>
15	P.18	○1つ目	○ また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができませんこととなります。	○ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができませんこととなります。
16	P.18	○2つ目	○ 特定技能外国人から、製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができませんこととなります。	○ また、特定技能外国人から、製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができませんこととなります。
17	P.19	第4 上陸許可に係る基準 【関係規定】	告示第1条 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野（以下、単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこと	告示第1条 工業製品製造業分野（以下、単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。







分野参考  
様式第3-1号

分野参考様式第3-1号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書  
出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理のいずれかの業務であること。
- 2 特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号(統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  - 1 細分類2194 鋳造製造業(中子を含む。)
  - 2 小分類225 鉄素形材製造業
  - 3 小分類235 非鉄金属素形材製造業
  - 4 細分類2420 機械刃物製造業
  - 5 細分類2424 作業工具製造業
  - 6 細分類2431 配管工用附属品製造業(バルブ、コックを除く。)
  - 7 小分類245 金属素形材製品製造業
  - 8 細分類2462 溶接めっき業(表面処理鋼材製造業を除く。)
  - 9 細分類2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く。)
  - 10 細分類2465 金属熱処理業
  - 11 細分類2469 その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)
  - 12 小分類248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
  - 13 中分類25 はん用機械器具製造業(ただし、細分類2591 消火器具・消火装置製造業を除く。)
  - 14 中分類26 生産用機械器具製造業
  - 15 中分類27 業務用機械器具製造業(ただし、小分類274 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類276 武器製造業を除く。)
  - 16 中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - 17 中分類29 電気機械器具製造業(ただし、細分類2922 内燃機関部品製造業を除く。)
  - 18 中分類30 情報通信機械器具製造業
  - 19 細分類3205 工業用模型製造業
- 3 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 4 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人村受入れ協議・連絡会(以下「協議会」という。)の構成員であること。
- 5 経済産業省又は協議会が行う一般的な情報、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に對し、必要な協力を行うこと。
- 6 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 7 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に對し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日  
作成責任者

分野参考様式第3-1号

工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国籍・地域  
生 年 月 日

記

工業製品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、紙・段ボール製造、コンクリート製品製造、RPF製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、新緑製品製造、緑製品のいずれかの業務であること。
- 2 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)以下「法」という。別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所において、当該事業所が令和5年総務省告示第256号(統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類(以下単に「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
  - 1 中分類11-紙工工業
  - 2 小分類141-パルプ製造業
  - 3 細分類1421-洋紙製造業
  - 4 細分類1422-板紙製造業
  - 5 細分類1423-糊塗すきり紙製造業
  - 6 細分類1481-塗工紙製造業(印刷用紙を除く)
  - 7 細分類1430-段ボール製造業
  - 8 小分類144-紙製品製造業
  - 9 小分類145-紙製容器製造業
  - 10 小分類149-その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
  - 11 中分類15-印刷・刷版工業
  - 12 中分類18-プラスチック製品製造業
  - 13 細分類2123-コンクリート製品製造業
  - 14 細分類2142-石膏用・セメント用陶磁器製造業
  - 15 細分類2148-陶磁器製陶器製造業
  - 16 細分類2194-陶器製造業(中子を含む)
  - 17 細分類2211-高炉による鉄業
  - 18 細分類2212-高炉による鋼業
  - 19 細分類2221-製鋼・製鋼圧延業
  - 20 細分類2231-鉄鋼圧延業(鋼管、鉄線を除く)
  - 21 細分類2232-冷間圧延業(鋼管、鉄線を除く)
  - 22 細分類2234-鋼管製造業
  - 23 小分類225-鉄素形材製造業
  - 24 細分類2291-鉄鋼シャースリット業
  - 25 細分類2299-鉄に分類されない鉄鋼業(ただし、鉄粉製造業に限る。)
  - 26 小分類235-非鉄金属素形材製造業
  - 27 細分類2420-機械刃物製造業
  - 28 細分類2424-作業工具製造業
  - 29 細分類2431-配管工用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
  - 30 細分類2441-鉄骨製造業
  - 31 細分類2443-金属製サッシ・ドア製造業
  - 32 細分類2446-製缶製業(ただし、高圧ガス用溶接容器・バルブの附帯製造業に限る。)
  - 33 小分類245-金属素形材製品製造業
  - 34 細分類2461-金属製品製造業
  - 35 細分類2462-溶接めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
  - 36 細分類2464-電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
  - 37 細分類2465-金属熱処理業
  - 38 細分類2469-その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)
  - 39 小分類248-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
  - 40 細分類2499-鉄に分類されない金属製品製造業(ただし、ドラム缶製業に限る。)

				<p>4.1 中分類 25—はし用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>4.2 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>4.3 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</p> <p>4.4 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>4.5 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内線機関連製品製造業を除く。）</p> <p>4.6 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>4.7 細分類 3095—工業用機器製造業</p> <p>4.8 細分類 3099—他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）</p> <p>4.9 小分類 484—コイン屋</p> <p>3. 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 2 号に掲げる活動を行う事業所においては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。</p> <p>1 細分類 2194—鋳造業（中子を含む）</p> <p>2 小分類 225—鉄成形材製造業</p> <p>3 小分類 235—非鉄金属成形材製造業</p> <p>4 細分類 2422—機械刃物製造業</p> <p>5 細分類 2424—作業工具製造業</p> <p>6 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>7 小分類 245—金属成形材製造業</p> <p>8 細分類 2460—溶接めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>9 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>10 細分類 2465—金属熱処理業</p> <p>11 細分類 2469—その他金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</p> <p>12 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・木ねじ等製造業</p> <p>13 中分類 25—はし用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>14 中分類 26—生産用機械器具製造業</p> <p>15 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。）</p> <p>16 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>17 中分類 29—電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922—内線機関連製品製造業を除く。）</p> <p>18 中分類 30—情報通信機械器具製造業</p> <p>19 細分類 3095—工業用機器製造業</p> <p>4. 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。</p> <p>5. 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受け入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>6. 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に對し、必要な協力を行うこと。</p> <p>7. 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 8 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。</p> <p>8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。</p> <p>（注）契約事項を遵守することができなくなった場合は、その管出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に對し、報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日 年 月 日 作成責任者</p>
--	--	--	--	---

分野参考様式第3-2号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏名	
生年月日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務

(2) 就業期間・就業場所

1	就業期間： 年 月 日～ 年 月 日 ・企業名： ・本社の住所：  ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所： ・本社との関係： <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 子会社・関連会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2	就業期間： 年 月 日～ 年 月 日 ・企業名： ・本社の住所：  ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名：

分野参考様式第3-2号

工業製品製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏名	
生年月日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務

(2) 就業期間・就業場所

1	就業期間： 年 月 日～ 年 月 日 ・企業名： ・本社の住所：  ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所： ・本社との関係： <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 子会社・関連会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2	就業期間： 年 月 日～ 年 月 日 ・企業名： ・本社の住所：  ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所：

・事業所の住所：  
・本社との関係： 事業所 子会社・関連会社 その他（ ）

就業期間合計： 年 月

※必要に応じ行を追加すること。  
※上記（1）の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに分けて記載すること。  
※「日本国内に拠点を有する企業」とは日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいう。  
※「製造業の現場における実務」とは日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業（ただし、「中分類 09-食料品製造業」及び「中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指す。

作成日 年 月 日

事業者  
氏名又は名称  
住 所  
連 絡 先  
作成責任者（署名）

※複数事業所での実務経験がある場合には、申請時点で所属する事業者にて、合計就業期間が3年を満たしていることを確認のうえ、本申請書に署名をすること。  
※証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。

・本社との関係： 事業所 子会社・関連会社 その他（ ）

就業期間合計： 年 月

※必要に応じ行を追加すること。  
※上記（1）の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに分けて記載すること。  
※「日本国内に拠点を有する企業」とは日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいう。  
※「製造業の現場における実務」とは日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業（ただし、「中分類 09-食料品製造業」及び「中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指す。

作成日 年 月 日

事業者  
氏名又は名称  
住 所  
連 絡 先  
作成責任者（署名）

※複数事業所での実務経験がある場合には、申請時点で所属する事業者にて、合計就業期間が3年を満たしていることを確認のうえ、本申請書に署名をすること。  
※証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。